

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和2年7月31日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2000006号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2000003号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和53年3月から昭和63年2月まで

請求期間において、A社の代表取締役として勤務し、同社では私一人だけが厚生年金保険に加入していたにもかかわらず、同被保険者記録が無い。

社会保険事務所(当時)の職員が、A社の厚生年金保険料等が未納となっているとして、B社(平成6年3月1日法人設立、同年6月1日から平成13年9月30日までの期間において厚生年金保険の適用事業所)の事務所に何度も来ていたので、A社で厚生年金保険に加入していたはずである。

調査の上、請求期間の年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社に係る法人登記簿謄本によると、同社は、昭和52年12月23日に設立され、平成4年10月15日に裁判所の破産終結決定を受けていること、及び請求期間において請求者が同社の代表取締役であったことが確認できること、事業所名簿検索システム及びオンライン記録によると、同社は、厚生年金保険の適用事業所であることが確認できない。

また、当時の厚生年金保険法において、適用事業所とは、常時5人以上(昭和62年4月1日以降は3人以上)の従業員を使用する事業所とされているところ、請求者は、「A社には従業員が13人から17人ぐらいいた。」旨陳述しているものの、それを確認できる資料等は見当たらないことから、請求期間当時、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしていたことを確認できない上、制度上、常時使用する従業員のうち、一人だけが厚生年金保険に加入することはできない。

さらに、請求者は、「社会保険事務所の職員が、A社の厚生年金保険料等が未納となっているとして、B社の事務所に何度も来ており、このことは同社の同僚等が覚えている。」旨主張しているものの、当該同僚等は、「社会保険事務所の職員が度々事務

所に来ていたことは覚えているが、何の用件で来ていたのかは分からない。」「社会保険事務所の職員が集金に来ていたことは覚えているが、それがいつ頃か、保険料を滞納していたのがA社かB社かは分からない。」旨陳述しているが、上記のとおり、A社は平成4年10月に破産終結決定を受けていることから、その時点で法人格及び債務は消滅しており、その後1年以上を経過して設立されたB社に社会保険事務所の職員がA社の厚生年金保険料等のことで訪問するとは考え難い。

加えて、請求者は、「B社は、厚生年金保険料等を滞納したことはない。」旨主張しているものの、同社に係る滞納処分票によると、同社が厚生年金保険料等を滞納し、請求者が社会保険事務所の職員と何度も協議していたことが確認でき、請求者の主張とは一致しておらず、請求者がB社に係る対応内容をA社に係るものと錯誤している可能性がうかがえる。

また、オンライン記録によると、請求者及びその妻は、請求期間について、国民年金に加入し、同保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所であったとは認められないほか、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。